

○国の動向について

I 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」)について

1 給特法の概要(昭和46年5月公布、昭和47年1月施行)

【参考】給特法第3条第1項及び同条第2項

第3条 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額の百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

2 教職調整額の見直しを含む教師の処遇改善をめぐる国の動向

【令和6年6月21日】閣議決定 「骨太の方針2024」(抜粋)

質の高い教師の確保・育成に向け、2026年度までの集中改革期間を通じてスピード感を持って、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。学校・教師が担う業務の適正化やDXによる業務効率化を進めるとともに、学校における働き方改革の取組状況の見える化等、PDCAサイクルを強化し、教師の時間外在校等時間の削減を徹底して進める。教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言※を踏まえるとともに、新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する。

※中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(令和6年5月13日)。

【令和6年8月27日】「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)(中教審第251号)

環境整備の目的：学校教育の質の向上を通じた、すべての子供たちへのよりよい教育の実現

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

第4章 学校の指導・運営体制の充実

第5章 教師の処遇改善

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

教師の自主的で自律的な判断に基づく業務と、校長等の管理職の指揮命令に基づく業務とが日常的に渾然一体となつて行われており、これを正確に峻別することは極めて困難である。

教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有している。

教職調整額の率については、現在の4%を少なくとも10%以上とすることが必要

【令和6年8月27日】教師を取り巻く環境整備推進本部設置

答申における具体的な提言を実現するため、文部科学大臣を本部長とする「教師を取り巻く環境整備推進本部」を設置。

【令和6年8月29日】公表 文部科学省令和7年度概算要求（抜粋）

教師の処遇改善 +232 億円 ※都道府県等における給与条例の改正等に一定の期間を要することから令和8年1月から3月までの3か月分を計上。

○ 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善

- ・ 学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつ、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、人材確保法による処遇改善後の優遇分を超える水準となるよう教職調整額の水準を4%から13%に改善。

○ 職務や勤務の状況に応じた処遇改善

- ・ 学級担任や管理職の職務の重要性や負荷を踏まえ、処遇の改善を図る。

学級担任への加算：月額3,000円

管理職手当の改善：支給水準の改善（月額5,000円～10,000円の増）等

【令和6年9月30日】中教審答申を踏まえた取組の徹底等について（文科省通知）

中教審答申を受けて「1. 学校における働き方改革の更なる加速化」「2. 学校の指導・運営体制の充実」「3. 教師の処遇改善」「4. 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ」に関して、改めて取組の徹底が必要な方策等について通知し、知事・市町村長に対しては積極的な支援を、教育長に対しては効果的な周知を要請する内容。

【令和6年12月24日】教師を取り巻く環境整備に関する合意

教師を取り巻く環境整備に関する合意

標記について、以下のとおり合意する。

1. 教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げを行うこととし、時間外在校等時間の削減を条件付けすることなく、来年度に5%とし、以降確実に引き上げる。このため、給特法改正案を次期通常国会に提出する。
2. 中間段階（令和9年度以降）で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する。
3. 職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算や若手教師のサポート等を担う新たな職の創設に伴う新たな級による処遇を実現するとともに、多学年学級担当手当の廃止など他の教員特有の給与について見直しを行う。
4. 今後、指導・運営体制の充実を4年間で計画的に実施することとし、令和7年度においては、小学校35人学級の推進等に加え、小学校教科担任制の第4学年への拡大、新採教師の支援や中学校の生徒指導担当教師の配置拡充などに必要な教職員定数5,827人を改善する。
また、財源確保とあわせて、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うとともに、5. に示す「働き方改革」に資する外部人材の拡充など実効的な人員拡充策を講じる。

5. 学校における働き方改革を強力に進めるため、学校・教員の業務見直しの厳格化及び保護者からの電話対応を含む外部対応・事務作業等の更なる縮減・首長部局や地域への移行や部活動の地域展開等による本来業務以外の時間の抜本的縮減、勤務時間管理の徹底、教育委員会ごとの業務量管理計画の策定、在校等時間の「見える化」、校務DXの推進、授業時数の見直し、長期休暇を取得できる環境整備などを行う。

こうした取組を進めることを通じて、将来的に、教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは、今後5年間で（令和11年度までに）、平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目標とする。

6. 将来の給特法及び教職調整額のあり方については、文部科学省において、時間外在校等時間が月20時間程度に到達するまでに、幅広い観点から諸課題の整理を行う。

令和6年12月24日

財務大臣 加藤勝信

文部科学大臣 あべ俊子

II 国における具体的業務削減策について

1 学校における働き方改革の加速化

中教審答申では、学校における働き方改革を加速させるため、「学校・教師が担う業務の適正化」、「標準を大きく上回る授業時数の見直し」、「校務DXの加速化」、「取組状況の「見える化」」等の具体的取組が必要であると示されている。

【参考】中教審答申概要資料「第3章 学校における働き方改革の加速化」（抜粋）

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、サービス監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求める ことが必要。

2 学校の指導・運営体制の充実

学校の指導・運営体制を充実させるため、中教審答申においては、「小学校中学年の教科担任制の推進」、「教科担任制の充実に向けた定数改善」、「生徒指導担当教師の全中学校への配置」等の具体的取組が必要であると示されている。

【参考】中教審答申概要資料「第4章 学校の指導・運営体制の充実」（抜粋）

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。

<若手教師への支援>

- 新卒教師は、学級担任ではなく教科担任としたり、持ち授業時数を軽減したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、学びの多様化学校への教員配置の充実や、不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師の全中学校への配置等が必要。

※ 上記1及び2の実現に向けて、文科省は文部科学大臣を本部長とする「教師を取り巻く環境整備推進本部」を設置し（再掲）、「教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージ」を策定（令和6年8月29日）

[働き方改革の加速化] ○授業時数の点検等に関する調査の実施 ○教育委員会における取組状況の「見える化」の仕組みづくり、教委別の取組状況を調査、公表等
[学校の指導・運営体制の充実]（R7年度概算要求）○小学校における教科担任制の拡充（+2,160人） ○生徒指導担当教師の全中学校配置（+1,380人）等